

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

3 0 問 2 時間 3 0 分

A－1 次の記述のうち、電波法の目的及び用語の定義に適合するものはどれか。電波法（第 1 条及び第 2 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の公平かつ効率的な利用を促進することによって、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 「無線局」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、電波を利用する通信設備の操作及び監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A－2 次の事項のうち、総務大臣がアマチュア無線局の免許の申請書を受理した場合の審査内容に該当しないものはどれか。電波法（第 7 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 3 周波数の割当てが可能であること。
- 4 技術的能力を有しており無線局の業務の維持が可能であること。

A－3 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第 7 条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第 1 項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
(1) A (2) B (3) 識別信号 (4) C (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	発射可能な周波数の範囲	実効 ^{実効} 輻射電力
2 工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
3 工事着手の期限	発射可能な周波数の範囲	空中線電力
4 工事着手の期限	電波の型式及び周波数	実効 ^{実効} 輻射電力

A－4 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 1 7 条（変更等の許可等）第 1 項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C することができる。

注 1 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第 2 4 条の 1 2（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 当該無線局の無線設備	検査の結果	その一部を省略
2 許可に係る無線設備	点検の結果	その一部を省略
3 許可に係る無線設備	検査の結果	省略
4 当該無線局の無線設備	点検の結果	省略

A－5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が を与えない限度は、受信空中線と の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	4マイクロワット以下
2 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	利得及び能率	4ナノワット以下
3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	電氣的常数	4マイクロワット以下
4 他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	4ナノワット以下

A－6 次の記述は、「送信設備」及び「送信装置」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「送信設備」とは、 とから成る電波を送る設備をいう。
- ② 「送信装置」とは、無線通信の送信のための をいう。

A	B
1 送信装置と電源回路の遮断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置
2 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置
3 送信装置と電源回路の遮断器等保護装置	高周波エネルギーを発生する装置
4 送信装置と送信空中線系	高周波エネルギーを発生する装置

A－7 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A 1 A	振幅変調であって両側波帯	ディジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	J 3 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	D 7 D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	ディジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 1 B	角度変調であって位相変調	ディジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって自動受信を目的とするもの

A－8 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法（第30条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。
- 2 無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動遮断器を装置しなければならない。ただし、負荷電力50ワット以下のものについては、この限りでない。
- 3 無線設備のうち送信装置は、強制空冷機能その他総務省令で定める機能を有するものでなければならない。
- 4 無線設備には、他の電氣的設備から当該無線設備の機能に障害を受けることがないように、静電誘導作用又は電磁誘導作用による破損を防止するための装置その他総務省令で定める装置を備えなければならない。

A－9 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を B するような混信その他の C ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	反復的に中断	妨害を与えないように運用しなければ
2 他の無線局	反復的に中断	妨害を与えない機能を有しなければ
3 他の無線局	阻害	妨害を与えないように運用しなければ
4 重要無線通信を行う無線局	阻害	妨害を与えない機能を有しなければ

A－10 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく電波法第37条（無線設備の機器の検定）に規定する総務大臣の行う検定に合格した擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、なるべく擬似空中線回路を使用して送信装置が正常に動作することを確認しなければならない。
- 4 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用を必要とするときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A－11 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、 A 、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 災害の復旧	電気事業に係る電気の供給の業務	3年
2 治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務	5年
3 治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務	3年
4 災害の復旧	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年

A－12 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 10 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信は、試験電波を発射し無線設備の正常な動作を確認した後でなければ行ってはならない。
- 4 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

A－13 次の記述は、無線電信通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第 12 条、第 13 条及び第 32 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「」の次に反復する箇所を示すものとする。

- 1 . - . . . - .
- 2 - . - . . - . .
- 3 . - . . - - . -
- 4 - . . . - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「送信の待機を要求する符号」を示すものはどれか。無線局運用規則（第 12 条及び第 13 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 . - . . .
- 2 - . . -
- 3 . - . - - . -
- 4 . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 次の記述は、無線電信通信における通報の送信の終了及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第 12 条、第 13 条、第 36 条及び第 38 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。
 - (1) A
 - (2) K
- ② 通信が終了したときは、「 B」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

- | | A | B |
|---|---------------|-------------|
| 1 | . - - | . - . |
| 2 | - . . . - . . | . . . - . - |
| 3 | - . . . - . . | . - . |
| 4 | . - - | . . . - . - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－16 無線電信通信において、次の略符号及び記号を表すモールス符号のうち、「誰がこちらを呼んでいますか。」を示すQ符号及び問符はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1
- — . — . . . — — — . .
- 2
- — . — . . . — . — — . — . . . —
- 3
- — . — . — — . — . . . —
- 4
- — . — . — . — — — — . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 次に掲げる処分の内容のうち、総務大臣がアマチュア無線局の無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認める場合に可能な処分に該当するものはどれか。電波法（第71条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1
- 6月以内の期間を定めて当該無線局の運用の停止を命ずる処分
- 2
- 電波の発射を命じて、その発射する電波の質及び空中線電力を検査する処分
- 3
- 空中線の撤去を命ずる処分
- 4
- 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずる処分

A－18 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ①
- 無線局の発射する A が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命じたとき。
- ②
- ①の命令を受けた無線局からその発射する A が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③
- C の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の質	臨時に	電波法
2 電波の質	3月以内の期間を定めて	電波法又は放送法
3 電波の型式及び周波数	3月以内の期間を定めて	電波法
4 電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は放送法

A－19 次の記述のうち、社団（公益社団法人その他これに準ずるものであって、総務大臣が認めるものを除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）に対して行わなければならない変更の手續に適合するものはどれか。電波法施行規則（第43条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1
- 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 2
- 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- 3
- 免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- 4
- 免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。

A－20 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1
- アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- 2
- 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- 3
- アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4
- 識別信号は、なるべく自動機により容易に聴取できる速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。

A－21 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の B 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を C させることができる。

	A	B	C
1	電波天文業務の用に供する受信設備	運用者	検査
2	他の無線設備	所有者	検査
3	電波天文業務の用に供する受信設備	所有者	撤去
4	他の無線設備	運用者	撤去

A－22 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される B 措置をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	国際通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	公表若しくは利用する
2	国際通信	無線通信の秩序の維持に必要な	他人の用に供する
3	重要通信	無線通信の秩序の維持に必要な	公表若しくは利用する
4	重要通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	他人の用に供する

A－23 次の記述は、局の技術特性について述べたものである。無線通信規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、 A に B しなければならない。
- ② 減幅電波の発射は、 C に対して禁止する。

	A	B	C
1	その局の属する国の主管庁が定める規則	適合	アマチュア局
2	無線通信規則	適合するよう努力	アマチュア局
3	無線通信規則	適合	すべての局
4	その局の属する国の主管庁が定める規則	適合するよう努力	すべての局

A－24 次の記述のうち、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局が執るべき措置に適合するものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告する。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した局に連絡する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した者の属する国の主管庁に報告する。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を国際電気通信連合に報告する。

B－1 アマチュア無線局の廃止等に関する次の記述のうち、電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に申請しなければならない。
- イ 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ウ 免許がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない。
- エ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、直ちにその無線設備を撤去し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- オ 電波法第78条（電波の発射の防止）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

B－2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「占有周波数帯幅」とは、その上限の ア ^{ふく} 輻射され、及びその下限の イ ^{ふく} 輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の ウ に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 ウ の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- ② 「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な エ 情報の伝送を確保するためにじゅうぶんな占有周波数帯幅の オ をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 周波数未満において | 2 帯域以上において |
| 3 0.05パーセント | 4 量の |
| 5 最大値 | 6 帯域以下において |
| 7 周波数をこえて | 8 0.5パーセント |
| 9 速度及び質で | 10 最小値 |

B－3 次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、無線局がその免許記録に記録されている目的等にかかわらず運用することができる通信に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- イ 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- ウ 他人の依頼による通報であって、急を要しないものを送信するために行うアマチュア局相互間の通信
- エ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- オ アマチュア局が自己又は他人の金銭上の利益を目的とする業務のために行う通信

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BWKTSURNL	－．．． ．－－ －．－ － ．．． ．．－ ．－． －． ．－．．
イ KHNTPYUGH	－．－ ．．．． －． － ．－－． －．．－ ．．－ －－． ．．．．
ウ RFORTKDQI	．－． ．．．． －－－ ．－． － －．－ －．． －－．－ ．．
エ GOVEARPTD	－－． －－－ ．．．． ． ．－ ．．． ．－－． － －．．
オ ZJLMBICSA	－－．． ．－－－ ．－．． －－ －．．． ．． －．－－ ．．． ．－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き ア 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は イ の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) 電波法第76条第1項の ウ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | |
|--------------|------------|
| 1 6月 | 2 1年 |
| 3 無線設備の変更の工事 | 4 検査の延期 |
| 5 電波の発射 | 6 無線局の運用 |
| 7 刑法 | 8 電波法又は放送法 |
| 9 2年 | 10 3年 |

B－6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ することができない。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、 ウ を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又は エ してはならず、かつ、 オ さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 その政府が発給し、又は承認した | 2 無線通信規則に従って発給する |
| 3 運用 | 4 設置し、又は運用 |
| 5 公衆通信の秘密 | 6 電気通信の秘密 |
| 7 いかなる目的にも使用 | 8 自己の利益のために使用 |
| 9 その内容 | 10 その存在 |